## 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1カ月に ついての拘束時間の延長に関する協定書

<u></u>	は、「自動車運
転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示)	第4条第1項第1号た
だし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり	協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月	年間計
270	270	270	270	270	280	280	280	310	310	310	280	3, 400
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間						

- 3 本協定の有効期間は、令和\_年\_月\_日から令和\_年\_月\_日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、1カ月前までに 協議を行い、変更を行うものとする。

令和 年 月 日

労働者代表

(EIJ)

会 社